

代表の概念に関する覚書(2)

—P・ロザンヴァロンによるフランスの民主主義の歴史から—

只 野 雅 人[※]

- I はじめに
- II 代表の困難・未確定とフランス民主主義の歴史
 - 1 民主的普遍主義と代表の困難——フランスの特殊性（以上、1巻1号）
 - 2 普通選挙——「等質性」「平等」の希求（以上、本号）
 - 3 「多様性」「アイデンティティー」の希求と「社会学的代表」
 - 4 「均衡民主制」
- III 今日の民主主義と代表
- IV 等質性・多様性と人民主権——「歴史としての民主主義」が示唆するもの
- V むすび

II 代表の困難・未確定とフランス民主主義の歴史

2 普通選挙——「等質性」「平等」の希求

1では、ロザンヴァロンの議論を手がかりにしながら、フランス革命下において、代表がある種の困難さ・曖昧さを内包しながら確立されたこと、またその背景には、抽象的個人のみから構成されるものと考えられる社会において、現実存在する多様性をいかに表明するののかという問題があったことなどを確認した。それは、代表の理論の次元では、「数的平等」を志向する委任=代表と、必ずしも「数」のみには還元され得ない「多様性の尊重」を求める表象=代表との間の対抗の問題と言い換えることもできる。フランス革命下において、先ず問題となるのは前者であり、そのひとまずの到達点は普通選挙の実現である。しかし、普通選挙の到来に至るプロセスは、政治的な対抗関係から様々な曲折をたどっただけでなく、その基礎にある「数的平等」自体の意味をめぐっても、種々の困難に

※ 一橋大学大学院法学研究科助教授

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第1巻第3号2002年11月 ISSN 1347-0388

逢着する。「数的平等」の枠を突き破る「多様性の尊重」の要求を生み出す前提となる普通選挙の確立に至る過程を、ロザンヴァロンの議論を手がかりとしながら、やはり「代表の哲学史」の視点からたどってみることにしよう。以下では、「数的平等」「等質性」の意味を、革命期の選挙区をめぐる議論に則し検討した後、ロザンヴァロンによる「代表の哲学史」のうち、本稿のテーマとの関わりで特に興味深いと思われるふたつの問題を取り上げ、代表の困難・アポリアについて考察する。

(1)等質性・代表の一体性の含意——選挙区の意味

「委任=代表は、主権がすべての市民の間で自動的に分有 (partagé) されるよう、純粹に量的平等のみを考える。この場合、票の重みのみが重要であり、それは彼らに共通の抽象として把握される個人のみに準拠する。」¹⁾

ロザンヴァロンは、選挙における「数的平等」の基礎について、委任=代表の論理からこのように述べる。かかる平等が要請するのは、普通選挙とともに、「選挙区が同じ規模をもち、各代議士が人民の同等な部分を代表すること」である²⁾。その帰結は、文字通りの個人主義的代表観・選挙観であり、そこでは「抽象的個人」のみが代表・選挙の基礎として考慮されることになる。選挙区も、代表されるべき実体ではなく、もっぱら物理的理由から、人為的に構成されたもの

1) *Le peuple introuvable*, p.137.

なお、主権の「分有 (partagé)」とは、いうまでもなく、主権の「分割」ではなく、それぞれが不可分の主権の同等の構成単位であることを意味すると解すべきであろう。かかる表現は、比較的近時の憲法学者の著作の中にもみられる。例えば、「政治的平等」を「市民の間的主権の算術的分割」であるとするファールブは、主権の「共同所有 (co-propriété)」ではなく、「集団的所有 (propriété collective)」が問題になっているのだと述べている (M.-H.Fabre, *Principes républicains de droit constitutionnel*, 4^eéd, L.G.D.J., 1983, p.201)。

2) *Le peuple introuvable*, p.137.

もっとも、これは「政治的平等」の理念が本来内包するはずの論理であり、実際の選挙制度が人口比例原則に則ったものであることを意味しない。制限選挙のもとでは、選挙権・被選挙権の制約こそが最大の不公正・不平等であり、それ以外の選挙制度の問題はあまり顕在化しなかった。それらが正面から問題にされるようになるのは、普通選挙が根を下ろす第三共和制以降のことである。

と考えられることになる³⁾。ロザンヴァロンの議論をひとまず離れ、こうした論理の含意について、フランス革命下の議論や選挙法制を手がかりに今少し検討してみることにしよう。

かかる代表観・選挙観は、市民それぞれを意思能力を持つ主権主体として想定し、選挙権の行使をそれぞれの「主権的権利」の行使と捉える主権理論——「人民主権」——におそらくもっとも適格的であろう。この場合、委任＝代表は、選挙人からの議員に対する「権力の委任」を媒介に、前者による後者の意思拘束を導くことにもなる。

しかしこうした選挙観・代表観は、「等質の総体」としての単一不可分の「国民」に主権を帰属させる「国民主権」とも接合しうる。個人、あるいは抽象的市民以外の代表を容認することは、「等質の総体」の中に異質の要素を持ち込み、「単一不可分の国民」をゆがめる可能性をもつからである。「選挙区が同じ規模をもち、各代議士が国民の同等な部分を代表すること」は、「一定の利益や一定の階級の特殊な代表⁴⁾」を排し「国民」の意思＝一般意思を形成するための前提条件となるはずである⁵⁾。もっともそれらは、一般意思に正統性を提供しはするが、あくまで「前提条件」にとどまり、「数的平等」と「一般意思」との間のつながりは、結果的には切断されることになるのであるが。

「国民主権」の基礎にあるはずの「選挙区の等質性」は、しかしながら、革命期において必ずしも徹底されたわけではなかった。「等質性」とは異質の、表象＝代表に連なる視点が、革命下においても見いだされる。それは例えば、自由主義派貴族ミラボー（Honoré Gabriel de Riquetti, comte de Mirabeau）による、1789年1月30日の演説の中に垣間見える。後に20世紀初頭のフランスの比例代表論者らにより繰り返し援用されることになるこのよく知られた演説の中で、ミラ

3) かかる「数的平等」あるいは「個人主義的選挙観」と選挙区との関係をめぐるフランスの憲法理論論につき、拙稿「選挙区と『国民主権』・平等選挙——フランス憲法院判例を素材として——」一橋大学研究年報・法学研究33（2000年3月）参照。

4) A.Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 6^eéd, Sirey, 1914, p.307.

5) *Ibid.*, p.302 et s.; 只野・前掲(5)178頁以下。

ポーは次のように述べている⁶⁾。

「身分会は、国民にとってその身体の広がりについての縮図 (carté réduite) のようなものでなければならない。部分にせよ、大局にせよ、複写物は常に原本と同じ比率をもたねばならない。」

ミラボーのこの演説は、何より、エタ・ジェネローにおける三身分の代表がそれぞれ同等の代表・影響力を持つことを批判し、「それぞれの規模に相関した尺度」による代表——人口比例——を要求したものである⁷⁾。その意味では、委任＝代表と数的平等の論理の徹底を求めたものともいえる。事実ミラボーは、「市民の凝集が、同じ規模の他の凝集と同等の代表を選出するなら、代表は数的に平等となろう」と述べている。しかし続けて、ミラボーは次のようにも述べている。

「その規模をどのように定めるのか。それは各凝集における選挙人数の間に生ずるであろう平等のみから帰結されるものではない。この平等は、国家が人々や財産から引き出す富や便益の平等とも結びあわせねばならない。与件の不確かさは、完全な平等を許さない。しかし、少なくともそこに近づくことはできるし、またそうすべきなのである。」

この一節は第三身分の貢献の大きさを強調したものとみることもできようが、そこに、等質性・数的平等のみを基礎に代表や一般意思を語ることの困難さを見いだすことも不可能ではなからう。問題となっているのは、「社会の諸特徴を議会の中に移調すること」⁸⁾である。

等質・不可分の「国民主権」を基礎としていたはずの革命期の選挙法制⁹⁾の中にも、同様の視点は見いだされる。「代表数・代表の基礎」と題された1791年憲法第3篇1章1節の第2条は、「代表は土地、人口、直接税の3つの比率にしたがって83県に配分される」と規定し、「人口」(能動的市民の人口)のほか、「土

6) *Discours et opinion, Œuvres de Mirabeau*, Lecoite et Pougin, 1834, t.1, p.7.

7) A.Esmein, *op.cit.*, pp.318-319, note 3. ちなみに、比例代表に批判的であったエスマンは、演説の他の一節を引きつつ、ミラボーの演説が比例代表の論拠とはなりえないことを強調している。

8) *Le peuple introuvable*, p.17.

9) 革命期の選挙制度につき詳しくは、岡田信弘「フランス選挙制度史(1)」北海道大学法学論集29巻2号193頁以下参照。

地」と「直接税」を、「代表の基礎」としてあげている。745人の国民議会議員は、「土地」247人、「人口」249人、「直接税」249人の3つの部分に分けられ、83の県に配分される¹⁰⁾。

革命前夜の1789年1月24日の選挙法が、第三身分については、「各バイヤー
ジュに人口に比例した代表を付与することで、可能な限り社会を代表する議会を
得ようとした」のとは異なり、1791年憲法は、すべての市民に法律形成への平等
な参加を保證することを出発点としつつ、「地域」「集団の富」という、個人以外
の要素を代表の基礎として組み込んだ¹¹⁾のである。「全体の利益について自由に
決定すべく、全体から委任を受けた、実際に国民的(national)な代表の配置は、
人口を議席配分の唯一の基礎とすることを命じた」が、「3つの基礎の採択は、
その国民的性格を犠牲に、『部分的』(sectionnaire)側面を強化した」¹²⁾のだと
もいえよう。かかる3つの代表の基礎の採択については、それが全体としてみ
ると人口の少ない県にとって有利なものであった¹³⁾だけに、その背景に政治的意
図を見いだすこともできよう。しかし、そうした意図を超えて、数的平等には還
元され得ない社会の多様性をいかに表明するのか、いかに「忠実な国民の縮図」
を描くのか、という問題は、その後も形を変えて引き継がれてゆくことになる。

すでに述べたように、こうした「忠実な国民の縮図」の希求は、それが人口比
例の枠を踏み出すや、「アプリオリに旧団体秩序の嫌疑をかけられた特殊性の表
現」¹⁴⁾を激しく拒絶する、革命を主導した「ラディカルな反多元主義」と真っ

10) P.Meuriot, *La population et les lois électorales en France de 1789 à nos jours*, Berger-Levrault, 1916, p.5 et s. 1791年憲法の選挙制度のもとになった1789年12月22日デクレがすでに同様の基準を採用している(岡田・前掲(9)206頁)。

11) P.Gueniffey, *Le nombre et la raison : la Revolution française et les elections*, Editions de l'École des hautes études en sciences sociales, 1993, p.151.

ムリオによれば、人口と当時の「富のしるし」であった直接税という2つの基礎は、国務長官であったネッケルが国王ルイ16世に提出した報告書に起源を有する。両基準は、エタ・ジェネローの定数配分において「第三身分」にとって有利なものであったといえよう。一方、「土地」基準は、シエースが制憲議会での議論において提案し、付加されたものである(P.Meuriot, *op.cit.*, p.11)。

12) P.Gueniffey, *op.cit.*, pp.151-152.

13) P.Meuriot, *op.cit.*, p.11.

14) *Le peuple introuvable*, p.138.

向から衝突する。それはまた、革命期の「国民主権」や代表制のあり方——代表委任にもとづくいわゆる「純粹代表制」——にもなじみにくい。

純粹代表制の下での代表の役割は、選出母体の要求や特殊利益から独立し、自由な討議を通じ、全国民に共通の利益、「一般利益」を「発見」することである。「政治的平等」は、法律の形成への平等な参加というフィクションを成り立たせ、議会の多数の意思を「一般意思の表明」と同視することを可能にする。平等と選挙への参加は、市民が直接同意していない決定に服従せねばならないことを正当化する。

しかしそうして形成される「一般意思」は、その基礎にあり民主的正統性を提供する個々の市民の意思とは別個のものとして想定される。特殊な意思や利益の集積として「一般意思」を捉えることは、「国民」やその代表の一体性を損なうことにもなりかねない。代表は、「集団の受任者でも、ある意見の代弁者でも、特殊利益の擁護者でもない」¹⁵⁾。のみならず、それは社会の多様性の「体现者」でもない。この代表制においては、委任＝代表が、国民全体から議会全体になされるのと同様、表象＝代表は、不可分の国民の体现という形をとる。それゆえ、「国民にとって重要なのは、その諸利益の多様性において忠実に代表されることよりも、共通の利益を認識しうる人物により代表されること」¹⁶⁾である。選挙も、権力の委任や代表と代表されるもの間の「同定」のプロセスではなく、「何よりも、最も有能な、一般意思の表明に参加するのに最もふさわしい、個人の探索の手続」¹⁷⁾と考えられることになる。

こうした代表のあり方は、しかしながら、そもそもの出発点である「政治的平等」「数的平等」の要請と根本において矛盾しないであろうか。革命が排斥した旧来の貴族制にかわる、「新たな富者の貴族制」¹⁸⁾を帰結しないであろうか。ここから生じるのが、次にみる「数と理性」をめぐる問題である。革命期の選挙法制に伏在した「長所 (mérite)」という視点、そして「理性主権」を通じた「能

15) *Ibid.*, p.43.

16) P.Gueniffey, *op.cit.*, p.157.

17) *Le peuple introuvable*, p.45.

18) *Ibid.*, p.46.

力的秩序」を構想したギゾーをめぐるロザンヴァロンの議論は、示唆に富む。

(2)数と理性

「一般意思」の形成は、なぜ、人民による直接的権力行使にではなく、独立した適任者（代表）の討議にゆだねられるのか。また、なぜ、そうした適任者（代表）の選出に、財産や納税額といった要件が課されるのか。革命下における、かかる極めて制限的な民主制の採用は、まず階級的視点から、あるいは当時のエリートたちの民衆に対する根強い不信から、説明できよう。しかしそこには、そうした視点のみには解消し得ない、根本的問題が含まれているとして、ロザンヴァロンは次のように述べる¹⁹⁾。

「危険な民主主義への恐れは例えば階級不信と直接結びつけられるが、それは同時に無視しえない根本問題をも表明している。すなわち、単なる多数に立脚する権力の制限、そしてまた 情熱と理性の関係の問題である。」

しかし、選挙が「最も有能な、一般意思の表明に参加するのに最もふさわしい、個人の探索の手段」であるとするならば、それは、必然的にある種の「差別・区別」を意味する。それゆえ、制限的な民主制（純粹代表制・制限選挙）を単なる「ブルジョワ的秩序の平板な聖別」とは異なるものとして、積極的に提示しようとするならば、「この区別を平等の維持といかに両立させ、またそれが優越性へと逸脱し代表がついにはそれ以外の社会とは区別されるカーストを形成するのをいかに回避するのか」²⁰⁾ という点が、難題として突きつけられることになる。

ロザンヴァロンによれば、「1789年の人々」は、「決して社会的に特徴づけられることのないような、純粹な個人のエリート」を創設することで、そうした困難を回避しようとした。その際、鍵となったのが、「長所 (mérite)」と「信任 (confiance)」の概念である²¹⁾。

まず、選挙を通じ「長所」により区別されるエリートは、カーストや特権階級を構成せず、「完全な可動性を持ち、常にかわりうる」集団である。かかるエ

19) *La démocratie inachevée*, p.28.

20) *Le peuple introuvable*, p.46.

21) *Ibid.*, pp.47-48.

リート観は、すべての市民に対し、「その能力にしたがって、かつ、その徳行と才能以外の差別なしに」公職に就任する権利を認める、1789年人権宣言第6条とも矛盾するものではない。同様にして、すでにみたように、選挙により選別されるエリートのみならず、選別を行う選挙人についても、やはり一定の「資質」が求められた。ロザンヴァロンによれば、選挙人に求められる「所有という資質」は、哲学的にみれば、「経済的地位」というよりも、むしろ「社会的道徳的保証の体系」——教育と叡智、公事への関心、腐敗への独立、の保証——であった²²⁾。かかる「長所」や「徳性」の観念のもと、「ブルジョワ的・階級的視点」は、覆い隠されることになる。

以上のような「長所」の識別を可能にするのが、「資質を理解するための自生的かつ総体的な形態」としての「信任」である。ロザンヴァロンによれば、「信任」は、経済的關係や社会的關係などにもとづくものではなく、いわば「道徳の電流」に発し、選挙人・被選挙人の間に「道徳的絆」を確立する。それは、世襲的地位や区別を作り出さないという意味で、「民主的」である。こうして、一定の「資質」「徳性」を備えた選挙人が、「長所」を基準に適任者を「信任」する、という選挙像が描かれることになる。

次に問題になるのは、「平等と区別」を調和させ、「信任の絆」を確立する制度のあり方である。革命下において採用された間接選挙——二段階投票——は、そうした試みのひとつとして理解することもできる²³⁾。例えば1791年憲法では、

22) *Le sacre du citoyen*, pp.89-91. この点につき、「代表の概念に関する覚書(1)」注(31) (一橋法学1巻1号116頁)も参照。

23) この制度につき、*Le sacre du citoyen*, p.184 et s.参照。

ロザンヴァロンは、1回目の投票では比較的広汎な選挙資格を認める一方、第二回目では選挙人数を大幅に制限するこの制度につき、「選挙権権利説と選挙権公務説を両立可能なものとしている」とも述べている (*ibid.*, p.188)。第一次集会の有権者である能動的市民の数は当時の人口の6分の1に達しており、制限選挙・選挙権公務説がより明瞭に妥当するのが第二段階の選挙であることは確かである。革命期と復古王政期を対比した論考の中で、バコは、1830年の直接選挙と1791年の間接選挙、また後者における第一段階と第二段階をそれぞれ混同すべきではないとした上で、「[20万人にすぎなかった] 7月王政の納税者選挙人 (*électeur censitaire*) は、実際、第一段階の選挙人である能動的市民とではなく、1791年憲法の第二段階の選挙人と対比されるべきである」と述べる (G.Bacot, 《La représentation politique: le tournant de la monarchie de Juillet》, *Droits*, N°6, 1986, p.73)。

能動的市民が都市またはカントンの第一次集会に集まり、能動的市民100人につき1名の割合で選挙人を選出する。こうして選ばれた選挙人は、県の選挙集会に招集され、国民議会議員を選挙する(第3篇1章2節・3節)。かかる二段階投票により、「正当化としての参加」と「真の最終的決定」とが区別される²⁴⁾。また、「権威は上から、信任は下から」という理念に基づきシエースが考案した、1799憲法の「信任名簿」の制度も、同様の視点から捉えることができる。3段階の投票を経て作成される「信任名簿」にもとづき元老院が立法院・護民院の議員を指名するというこの制度は、ロザンヴェロンによれば、「貴族制原理と民主制原理との間の斬新な調整」を可能にするものであった²⁵⁾。

しかしながら、現実には、「信任の絆」を確立しうる選挙制度を組織することは容易ではない。特に問題となるのは、選挙区という比較的小きな単位で、「信任」が付与されることである。それは、選挙人と代表との距離を縮め、「信任」とは異なる関係を作り出さないであろうか²⁶⁾。特殊利益の要求に縛られることなく一般利益を発見する「卓越者」を選出するためには、両者間の「距離」が必要であろうが、選挙区の区分は、結局、「あまりに選挙人と似通った同輩や議員」²⁷⁾を選び出すことになろう。名望家や富による支配という制度の本質を覆

1791年の選挙法制は紛れもない財産を基準とした制限選挙であり、法的に選挙権権利説からこれを説明することは困難であると思われる。しかし、7月王制下の選挙法制が、有権者の範囲を厳しく限定したがゆえに直接選挙をとり得たのに対し、1791年憲法下では、有権者の範囲が比較的広汎であったがゆえに、「数の権力」を抑制するため二段階投票が採用されたとの視点は興味深い。

24) *Ibid.*, p.194. 複雑なこの制度の詳細につき、岡田・前掲(9)227-228頁参照。

25) *Le peuple introuvable*, p.51.

26) P.Gueniffey, *op.cit.*, p.152 et s.「代表の一体性を実現するためには、国土を単一の選挙区と見なすことで、選挙を『国民化』(nationaliser)することが必要であった」とのゲニフェイの指摘は示唆的である(*ibid.*, pp.153-154)。エスマンも、「投票が実際に一体性を保持し、現実には単一の投票のうちあらゆる有権者の票を包含する」方式が、「国民主権」の表明に最も適しているとして(A.Esmein, *op.cit.*, p.307)。

27) *Le peuple introuvable*, p.54. 狭隘な選挙区で「道徳の電流」が働かないことを懸念した《リペロー》は、県を選挙区とすることを求めた。選挙人・議員の近接性と選挙区の規模をめぐる議論は、後に第三共和制下において、郡を選挙区とする小選挙区制(アロンディスマン選挙制)と県を選挙区とする名簿式投票制(連記制)をめぐる論争(拙著『選挙制度と代表制』(勁草書房1995年)76頁以下)として、繰り返されることになる。

い隠すことは困難であった。こうして、ロザンヴァロンという言葉を使えば、「メリトクラシー的代表観」は、次第に「ブルジョワ的秩序の平板な聖別」へと変質してゆくのである。

このように、「数と理性」の調和は大きな困難に逢着したが、他方、両者の調和ではなく、「数の権力」に「理性の秩序」を対置したのが、ギゾーに代表される《ドクトリネール》であった²⁸⁾。ギゾーが出発点に据えるのは、フランス革命下での民主主義をめぐる議論を規定してきたルソー的な「意思の主権」に対し、「理性の主権」である。それは、ある論者の言葉を使えば、「君主主権と人民主権という二つの極端な主権論から区別されて、法に体现された人間理性に政治上の最高権威を認める立場」²⁹⁾である。そこでの代表の役割は、個人の意思や集団的利益を表明することではない。「もやは利益や意思の複雑な算術を説くことが問題なのではなく、『社会に散在する理性全体を集め集中すること』が問題なのである」³⁰⁾。ギゾーと従来の政治哲学との相違について、ロザンヴァロンは、

なお、選挙人と代表との「近接性」という点からみると、本来は制限選挙制度による選挙権・被選挙権の限定が、選挙単位の規模以上に問題となろう。選挙権者の範囲が比較的広汎であった1791年憲法とは異なり、選挙税の引き上げにより有権者の範囲が大幅に縮小した復古王政下では、「選挙は否応なく取引きと化し、代表は利益の選挙とならざるを得なかった」(R.Huard, *Le suffrage universel en France 1864-1946*, Aubier, 1990, p.23)。しかしながら、「選挙人と代表者の間の思想的・利害的な共通性・類似性」ゆえに、両者間の相互依存関係は十分に意識されなかったという面がある(高橋和之『現代憲法理論の源流』(有斐閣1986年)398頁)。

- 28) 《ドクトリネール》及びギゾーについては多くの研究があり、ロザンヴァロン自身も著書を公刊している(*Le moment Guizot*, Gallimard, 1985)。論ずべき点が多いが、ここでは行論との関係上必要最小限の範囲で、ロザンヴァロンの述べるところを紹介することにとどめざるを得ない。本稿がここで扱うのは、ギゾーの思想それ自体ではなく、ロザンヴァロンがギゾーを捉える視角であり、また「民主主義の歴史」におけるその位置づけ方である。

ギゾーについてはさしあたり以下などを参照。井端正幸「フランスワ・ギゾーの『代表制』論の形成——復古王政期前半を中心に——(一)~(三)」龍谷法学18巻3号、20巻4号、21巻1号；宇野重規「フランス自由主義の思想とアレクシス・ド・トクヴィル——個・政治・習俗——」国家学会雑誌107巻5・6号175頁以下；田中治男『フランス自由主義の生成と展開——九世紀フランス政治思想研究——』(東京大学出版会1970年)79頁以下。

29) 田中・前掲(28)100頁。

30) *La démocratie inachevée*, p.109.

次のように述べる³¹⁾。

「ホッブス、ロック、ルソー、シェース、コンドルセが社会秩序の基礎を考えようとするとき、情熱の規律と正義の政治的算術を委ねるのは、制度や政治機構に対してである。……ドクトリネールが能力原理によって政治の制御機構を模索するのは、社会構造それ自体の中である。」

別の論者の言葉を借りれば、「政治に対する社会の逆襲、もしくは政治の恣意性に対する社会の自律性の強調」³²⁾ といってもよいであろう。

それは、上でみた「傑出 (éminence) の選挙理論」への対案でもある。「数と理性」の両立を企図するものたちにとって、選挙はなお正当性の淵源として重要な意味をもっていた。しかし意思の主権と訣別するギゾーにとっては、選挙は「正当性の淵源でも、人の中の市民的平等の帰結でもない」³³⁾。それゆえ究極においては、「能力の選別」に適したものであれば、選挙を資格試験や競争試験で代替することすら可能になろう。

しかし、特権的集団を創設することなく、しかも普通選挙にもよらず、能力を選別することは、はたして可能なのであろうか。ギゾーの理論の問題はここにある。「この枠組みにおいては、結局理性の保持者であると自ら宣言することになるのは、特定の集団である」と、ロザンヴァロンは述べる。実際、権力の座に着いて以降、ギゾーと《ドクトリネール》は、「階級利益の陳腐な弁明」へと向かってゆくことになる³⁴⁾。普通選挙が導入された1848年、「ドクトリネールが隠そうとした民主主義の顔の再登場」を前にしたギゾーの中にロザンヴァロンが見いだすのは、哲学者としての省察ではなく「おびえ理性を失ったブルジョワジー」の姿である³⁵⁾。

さらにロザンヴァロンによれば、能力の選別の困難さ以上に、政治による社会秩序の確立とは正反対の方向性を選択したという点にこそ、《ドクトリネール》の「能力的秩序」というプロジェクトの失敗の深因がある。すなわち、「市民社

31) *Ibid.*, p.110. *Le sacre du citoyen*, p.233も参照。

32) 宇野・前掲(28)160頁。

33) *La démocratie inachevée*, p.112.

34) *Ibid.*, pp.114-115.

35) *Ibid.*, p.125.

会が固有の一貫性を持ち、市民に真の包摂のメカニズムを提供する」イギリスやドイツとは異なり、フランスでは、政治は何より、中間団体の破壊や抽象的市民の称揚に示されるように、社会の組織化と社会統合の場とされてきた。政治領域への民主主義原理の適用（「数の権力」）を何より危険なものと考え、「政治の縮減」をはかる《ドクトリネール》の試みは、こうしたフランス的政治観の対極にあるというのである³⁶⁾。示唆的な指摘である。かかるフランス的政治観は、いうまでもなく、「意思の主権」あるいは「意思の民主主義」というフランス民主主義の歴史を貫く理念とも不可分のものといえよう。もっとも、Ⅲで検討することになるが、ロザンヴァロンが今日のフランス民主主義において問題にするのは、かかる「意思の民主主義」の衰退である。

革命下における「数と理性」の両立の企図を受けてギゾーらが提起した問題は、後にみるように普通選挙導入後も、様々な多様性の表明の希求の中に、形を変えて引き継がれてゆくことになる。しかしながら、「数の誤り」や「数に還元されない利益」の主張は、ギゾーと同様に、「数」にかわる「適切な尺度」の発見という難題に突き当たることになる。一方、次にみるように、普通選挙の実現の直後に問題になるのは、まさにギゾーらが恐れた「数の権力」の僭奪であり、「意思の民主主義」の病理である。

(3) 「民主主義の病理」——ルイ・ボナパルトと独裁政³⁷⁾

「選ばれた国民議会は、国民にたいして形而上学的な関係にあるが、選ばれた大統領は、国民にたいして人格的な関係にある。なるほど国民議会も、それぞれの代議士において国民精神の多様な諸側面をあらわしてはいるが、大統領はこの国民精神の化身である。」

36) *Le sacre du citoyen*, pp.248-249.

37) ボナパルティスムについては、政治史・経済史など広い分野にわたり、多くの研究がある。日本でも、中木康夫『フランス政治史・上』（未来社1975年）118頁以下、河野健二編『フランス・ブルジョワ社会の成立：第二帝政期の研究』（岩波書店1977年）、中谷猛『近代フランスの思想と行動』（法律文化社1988年）126頁以下などをはじめ、多くの文献がある。しかしここでも、ギゾーの場合と同様、ロザンヴァロンがボナパルティスムを「民主主義の歴史」の中にどのように位置づけているかを確認するにとどめざるを得ない。

世界で初めて男子普通選挙を導入し、それぞれが普通選挙により選ばれる国民議会と大統領とを並列した1848年憲法について、マルクスはこのように述べ、大統領を「人民の恩寵による統治者」と呼んでいる³⁸⁾。「人民の恩寵による統治者」、ルイ・ボナパルトは、自らのクーデターを、まさに普通選挙によって正当化した。この意味で、ルイ・ボナパルトの「独裁政 (césarisme)」は、民主主義の「逸脱」というよりも、むしろその「病理」ということもできよう。ロザンヴァロンによれば、「独裁政」は、3つの枠組みに組み込まれた特異な「人民主権」に依拠している。3つの枠組みとはすなわち、「プレビシットという特権的手続による人民の表明の概念」、「長への人民の体現としての代表哲学」、そして「人民と権力の直接対話の障害となる中間団体の拒絶」である³⁹⁾。ロザンヴァロンは、かかる「独裁政」を、本稿のはじめにふれた『『人民主権』の体現形態と具体化の条件をめぐる二重の未確定』に発するアポリアへのひとつの応答——「ユートピア的解決」の提示——として、描き出している。

第一のプレビシット⁴⁰⁾について、多言は不要であろう。それは、「決して世論を忠実に代表しない」議会に、人民と権力者との直接対話を対置する。上のマルクスの言葉に引きつけていえば、「有権者を、その多様性を生み出しうるものの中で代表するのではなく、その一体性を生み出しうるもの周りに結集する」⁴¹⁾手法である。しかも、その射程は憲法の裁可にはとどまらない。その「究極の意味」は、「人民によって統治形態を定期的に正当化させること」⁴²⁾である。第二帝政は、「権威帝政」から「自由帝政」へと移行してゆくが、「体制に与えられる支持の優れて可変的な性格」⁴³⁾ゆえに、プレビシットは体制の変容とも両立しうるのである。

ロザンヴァロンによれば、かかるプレビシットは、単なる人民への諮問手法で

38) カール・マルクス／村田陽一訳『ルイ・ボナパルトのブリュメール八日』(大月書店国民文庫1971年) 38頁。

39) *La démocratie inachevée*, p.187.

40) プレビシットの概念につき、乗本せつ子「直接民主制」杉原泰雄編『講座・憲法学の基礎1・憲法学の基礎概念I』(勁草書房1983年) 143頁など参照。

41) *La démocratie inachevée*, p.187.

42) *Ibid.*, p.192.

43) *Ibid.*, p.192.

はなく、フランス革命の政治文化とも重なり合う特有の政治観に根ざしている。それは、「体現 (incarnation) 原理により代表の問題に答えながら、責任の要請に意味と力を付与し直す」ものであるとされる。あえて「有責の元首」として人民の信を問い、その信任を得ることにより、無答責の君主よりも遙かに強力に、人民を体現することが可能になるというのである。こうして、フランス政治の近代が内包してきた代表と人民との間の隔たりという問題は消滅し、委任と表象という代表の二つの側面が、元首という一人の人物のうちで重なり合う⁴⁴⁾。ここでの表象＝代表の対象は、もはや社会の多様性ではない。革命下の「単一不可分の国民」同様に、元首が体現するのは、対立や分裂を捨象し単なる多数をも超越した「ひとつの人民」である。「体現＝代表の社会学的要請をフランスの一元主義の帰結に重ね合わせることで、ボナパルティスムはその政治観全体を社会的全員一致の想定をめぐり構築した⁴⁵⁾」と、ロザンヴァロンは述べる。

他方、第3の枠組みについてロザンヴァロンが指摘するのは、むしろある意味での、革命の政治文化と「独裁政」との相違である。ル・シャプリエに代表される革命期の「ラディカルな反コーポラティズム」は、中間団体を排除し、私的領域と公的領域の厳格な区分を確立しようとした。公的領域は、「一般性の絶対的支配」のもとにおかれ、相違や多様性は私的領域の中に閉じこめられた。これに対して、初代ナポレオン、ボナパルトは、「政治・行政秩序における集権化の拡大は、市民社会のより広範な自動制御を伴わねば実現できないことを理解し」、むしろ中間団体を部分的にせよ容認したと、ロザンヴァロンは述べる。ルイ・ボナパルトもやはり、「政治的集権化の強化」のためには「自律的市民社会を定礎する必要性」を認識していた⁴⁶⁾。

しかし、彼が目指したのは、いうまでもなく「自律的市民社会」による政治の

44) *Ibid.*, pp.193-195.

45) *Ibid.*, p.197.

46) *Ibid.*, pp.202-206. とりわけ1860年代には、相互組合や協同組合の設立が促進され、刑法の団結権禁止規定が改正されるなどしている。この点に関連し、野村啓介『フランス第二帝政の構造』(九州大学出版会2002年) 57頁は、ルイ・ボナパルトによる「農業コロニー構想」について、「皇帝と人民の相互のはたらきかけが有効性をもつのは、それが『媒介層』をなす階層性内部の諸段階を順次へることによって伝達されるときである」と指摘する。

制御ではない。市民的自由や中間団体が容認されるのは、あくまで「政治的集権化」の要請と合致する限度においてである。「民主主義の要請は、自由の要請に優先され、同時にそれとは切り離されたものと理解され」⁴⁷⁾るのである。その帰結は、「合法的制度の空間に収まらぬあらゆる公共の定義の主張」の非合法化、「一般意思の真正な表明を妨げると非難されるあらゆる政治的中间団体の拒否」であった⁴⁸⁾。《civil》の領域における「個人的自由」が容認される一方で、集会・結社などの「公的自由」は《politique》の領域から厳しく閉め出された。またプレスも、「正当性・代表性のいかなる強制も引き受けない《公権力のライバル》」⁴⁹⁾として、厳格な規制の対象となった。ここで問題となっているのは「民主主義」それ自体の否定ではなく、極めて「非自由主義的」な「民主主義」である。それは「代表のアポリアのユートピア的解決」の提示でもある。それゆえロザンヴァロンは、この体制を「民主主義理念内部の病理」⁵⁰⁾と呼ぶ。

分厚い蓄積を有する内外の第二帝政研究の明らかにするところによれば、帝政は、単なる「独裁」の体制ではない。「政治機構に内在するボナパルト派統治エリート層の脆弱性」も指摘される。それだけに、この体制がなぜ20年近くにも渡り持続し得たのかは、「近代の独裁政とデモクラシーとの相互補完性」⁵¹⁾という視点抜きには説明し得ないであろう。以上のロザンヴァロンの議論は、「相互補完性」についての「哲学」的視点から説得力ある説明を提示している。のみならず、それは、「民衆の願望の動員・凝集の装置としての政党の衰退」を背景に、極右の台頭に象徴されるような「リーダーシップ」への希求や「権力の人格化」

47) *La démocratie inachevée*, p.212.

48) *Ibid.*, p.220.

49) *Ibid.*, p.214.

50) *Ibid.*, p.219.

51) 引用はいずれも、中谷猛『近代フランスの自由とナショナリズム』(法律文化社1996年)160-161頁。ちなみに同書は、「革命の精神の継承とナポレオンの諸制度との結合」を目指した第二帝政の「デモクラシー制度」には、人民投票、男子普通選挙、議会制の3つの次元があり、「多次元のデモクラシーを制度化していたが故に」、「デモクラシーの効力を警戒」せねばならず、「底辺の国民大衆の政治的覚醒とその情熱をナショナリズムの水路に導く方策」が必要となった指摘する(172-173頁)。ロザンヴァロンの提示する視点は、かかる「水路」の説明としても示唆的である。

が問題となっている⁵²⁾今日の政治状況との関係でも、興味深い分析といえよう(Ⅲ・Ⅳ参照)。

(4)「統合」の完成と表象＝代表

フランス革命が定礎した「政治的平等」は、「代表の理念史」の上では、(2)でみたように「数と理性」の調和、あるいは「理性」による「数」の制御という観点から、大きな困難に遭遇した。こうした中、政治から排除されたものたちにとって何より問題なのは、制限選挙制度であった。「政治的平等」が不可避免的に随伴するはずの社会的な多様性やアイデンティティの表明の要求は、後背に退くことになる。階級や社会的帰属ではなく、何よりも「排除の事実が彼らを集団として定義する」⁵³⁾のである。彼らにとって何より問題なのは、「相違」を主張することではなく、「国民」への統合——普通選挙——であった⁵⁴⁾。

しかし、いったん普通選挙が確立されるや、普通選挙に対する失望が広がってゆくことになる。ルイ・ブランが、時期尚早であるとして普通選挙導入に反対したことはよく知られている。農民の多くはなお名望家の支配下にあり、普通選挙の結果が篡奪されるおそれはたしかに大きかった。のみならず、「卑しい大衆」「人口密集地の危険分子」の排除を目的とした⁵⁵⁾1850年の選挙法改正により、都市を中心に有権者の範囲は縮小される。第二帝政下にあっても、普通選挙は、(3)でみた通り、体制への支持を調達する手段として利用されることになる。「公認候補」の制度⁵⁶⁾や公的自由の規制などによっても、普通選挙の結果は大きくゆがめられることになった。

52) Y.Mény et Y.Surel, *Par le peuple, pour le peuple*, Fayard, 2000, pp.112-113.

53) *Le peuple introuvable*, p.56.

54) この点に関連し、普通選挙導入をめぐる「代表哲学」についての、ロザンヴァロンによるフランスとイギリスとの対比も興味深い。フランスにおける普通選挙の導入は、労働者など排除されたもの「国民への統合」と考えられた。これに対しイギリスにおいて投票権の拡大を基礎づけたのは、ロザンヴァロンによれば、「旧来の社会観」、「階級代表の正当性の承認」であった (*Le peuple introuvable*, pp.92-94)。かかる視点からすれば、フランスでは普通選挙導入が一挙にしてなされたのに対し、イギリスでは段階的になされたのは当然であったということになる。

55) R.Huard, *op.cit.*, p.54.

56) 只野・前掲(26)19頁以下など参照。

こうした普通選挙に対する失望は、19世紀中葉以降、それまで伏在していた様々な社会的アイデンティティーの表明と代表の要求に道を開くことになる。ロザンヴァロンによれば、こうした要求は3つの形態をとって現れる。すなわち、普通選挙には還元され得ない労働者独自の利益を主張する「労働者代表」の主張、個人主義的代表観に対するオルタナティブとしての「職能代表」の主張、そして19世紀末から20世紀初頭にかけて現れる「比例代表」の主張である。ロザンヴァロンは、これら3つの「代表」の主張がしばしば「利益代表」としてひとくくり論じられがちであることを指摘した上で、次のように述べている⁵⁷⁾。

「人民の議員は直接的には内実を有しない共同体に形を与えるために指名されると考える、『構成的 (constructive)』代表観を……、相違の表現から社会の代表を理解する、より『記述的 (descriptive)』ビジョンに漠然と対置するならば、同一化は正当化される。しかし、利益の概念は19世紀の多形態な希求に適切にアプローチするにはあまりに不鮮明である。」「強調すべきは、社会的分裂の様々な考え方である。」

革命以前の社会のように、身分や階級など社会の構成単位があらかじめ所与のものとしていわば静態的に存在するならば、そうした相違を記録する「記述的」な代表を考えれば足りる。すでに述べたように、表象＝代表を考えることは容易である。しかしながら、そうした相違をはかる指標が自明のものとしては存在せず、多様かつ流動的な諸利益が相競い合う社会にあっては、代表は、「構成的」側面を帯びざるを得ない。一方、社会的相違を捨象し抽象的個人のみからなる社会を想定したフランス革命下において、代表を通じた「国民」の創出が企図されたことはすでに確認したとおりである。そうした「個人」のみからなる社会にお

57) *Le peuple introuvable*, p.62.

利益代表と比例代表は、19世紀末から20世紀初頭のフランス憲法学においては、しばしば同様の意味をもつものとして論じられている。例えば、カレ・ド・マルベールは次のように述べる。

「双方とも同じ理念に立脚している。すなわち、人民内部において様々な範疇の市民の間に共存している物理的あるいは精神的次元のあらゆる欲求が議会にそれらの代表を見出し、そこに現れ得るのみならずそれぞれが一定の満足を得ることが可能でなければならないとの理念に。」(R.Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'État*, Paris, Sirey, 1922, t.2, p.367)

しかし、3でみるように、両者の間には重要な相違がある。

いて、数に還元され得ない代表されるべき「利益」を見出そうとするならば、それらを計るための尺度が不可欠であろう。そして「尺度」のあり方は、まさに「社会的分裂」をどう捉えるかに依存する。そこから浮かび上がるのは、「国民」の創出と同様の、すぐれて能動的な、代表（表象＝代表）の営為である。再びロザンヴァロンの述べるところを引こう⁵⁸⁾。

「社会が測定可能な基礎的単位から構成されるものとして理解されるならば、代表は単なる記述に、翻訳に存する。しかし、社会が逆に不透明かつ判読不能なものと考えられるならば、代表は構成的（constructive）な側面を帯びる。社会を構成するために、代表は社会を産出しなければならない。」

3つの代表のアプローチは、次にみるように、「社会的多様性と市民的普遍主義を同時に考えなければならない」⁵⁹⁾ という、フランスに特有の困難さに逢着する。「かつての身分と団体の宇宙」⁶⁰⁾ を再生させることなく、社会的多様性の代表を実現することは容易ではない。しかし、代表の「指標」を見出すことが困難な社会であるからこそ、「構成的」な代表の営為が一層重要な意味を帯びることになるのである。

58) *Le peuple introuvable*, p.91.

59) *Ibid.*, p.87.

60) *Ibid.*, p.61.